

高知大学科目等履修生規則

平成24年3月28日
規則第109号

最終改正 令和2年3月24日規則第92号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学則第23条第2項の規定に基づき、高知大学（以下「本学」という。）における科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 学部にあつては、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 大学院修士課程及び専門職学位課程にあつては、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (3) 大学院博士課程にあつては、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として本学に入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学部長又は研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書
- (4) その他学部又は研究科が必要と認める書類

(入学者の選考)

第4条 前条の入学志願者については、学部教授会又は研究科委員会において選考を行う。

(入学許可)

第5条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き授業科目を履修する場合は、在学期間を延長することができる。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 学部長又は研究科長は、前項の規定により単位を与えられた者から申出があったときは、単位修得証明書を交付する。

(授業料の納付)

第9条 科目等履修生は、授業科目の開講学期に応じて第1学期及び第2学期に区分し、履修する授業科目の単位数分(通年開講科目は、第1学期分とする。)に相当する額を国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則(以下「費用規則」という。)第4条第2項に定める徴収時期に納付するものとする。ただし、入学の時期が徴収の時期後である場合には、入学の日の属する月に納付するものとする。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(履修の中止)

第11条 本学の規則に違反した者又は病気その他の理由により科目等履修生として不適当と認められる者に対しては、学部長又は研究科長からの申出に基づき、学長が授業科目の履修の中止を命ずる。

(教員免許取得プログラム及び日本語教員養成プログラムに関する特例)

第12条 大学院総合人間自然科学研究科修士課程及び専門職学位課程在学者のうち、別に定める教員免許取得プログラム又は日本語教員養成プログラムを履修しようとする者(以下「プログラム履修生」という。)については、第3条、第5条第1項及び第9条の規定にかかわらず、検定料、入学料及びプログラムの履修に関する授業料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、複数のプログラム(同時に複数の教科に係る教育職員免許状を取得するため、教員免許取得プログラムを履修しようとする場合を含む。)を履修しようとする者については、最初に第3項の規定に基づき申請し履修を認められたプログ

ラム以外のプログラムの履修に関する授業料を徴収するものとする。

- 3 プログラム履修生の出願手続については、第3条に規定する書類に代えて、履修しようとするプログラムに応じて別に定める「教員免許取得プログラム（科目等履修生）履修申請書」又は「日本語教員養成プログラム（科目等履修生）履修申請書」を提出するものとする。
- 4 プログラム履修生の入学許可については、第5条第2項中「前項の手続を完了した者」とあるのは「選考に合格した者」と読み替えるものとする。

（規則の準用）

第13条 科目等履修生については、この規則に定めるもののほか、高知大学学則その他本学学生に関する規則を準用する。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学部又は研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 高知大学科目等履修生規則（平成16年規則第138号）及び高知大学大学院科目等履修生規則（平成16年規則第314号）は、廃止する。

附 則（平成24年6月27日規則第28号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日規則第60号）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成29年11月27日規則第30号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第92号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。